

2024年2月20日

お客さま 各位

株式会社 荘内銀行

お借入れ完済等に伴う契約書類等ご返却手続きの取扱い変更について

いつも荘内銀行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

弊行ではこれまで、お借入れ完済となった契約書類等および、お借入れ完済後一定期間お取引が発生していない契約書類等をお客さまへ返却もしくは弊行で保管しておりましたが、今般、下記の契約書類につきましては、お客さまに返却せず弊行で一定期間（7年間）保管した後、適切に廃棄処分する取扱いに変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、返却をご希望の場合は、お借入れ完済後3か月以内にお取引店までお申し出いただければ、返却手続きをさせていただきます。

お客さまには何卒ご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

【弊行で保管する契約書類】

1. 手形貸付に係る約束手形等
2. 証書貸付に係る金銭消費貸借契約証書等
3. 当座貸越に係る当座勘定貸越約定書等
4. 支払承諾に係る支払承諾約定書等
5. 保証契約に係る保証約定書
6. 融資取引に係る銀行取引約定書等

※代理貸付に係る債権書類および担保関係に係る契約書類はこれまで通りご返却いたします。

以上

ご不明な点などがございましたら、お取引店までお問い合わせください。